

改修項目	手すりの設置及び壁下地補強	固定手すり	手すりとブラケット	
		跳ね上げ式手すり	主にトイレに設置される壁固定の跳ね上げ式手すり	
		下地補強材	手すり設置のための壁補強用の材料	
段差解消	敷居撤去	部屋の床面より高さのある敷居を撤去し、フラット化する。		
		敷居撤去に伴う建具の継ぎ足しをする。(敷居撤去に伴う建具の取替えは原則対象外)		
	スロープ設置(固定)	高さの違う部屋等の段差部にスロープを設置する。		
		居宅から道路へ出るための出入り口(玄関・勝手口等)にスロープを設置する。		
	踏み台設置(固定)	部屋と部屋の段差が数十cmあるので踏み台を設置する。		
		居宅から道路へ出るための出入り口(玄関・勝手口等)に踏み台を設置する。		
	階段の傾斜の緩和	居宅から道路へ出るための通路にある階段の傾斜を緩やかにする。		
		(例)20 cmの段差のある階段を、段数を増加させることにより 10 cmの段差に緩和する。		
	浴室の床上げ	脱衣室の高さに床上げする。		
		もとの浴室の床面から上げた分に係る経費。(下地(コンクリート等)代、表面材料代)		
土台や基礎の改修は対象外。				
ユニットバスの設置は、基本的に適用外。ただし、床上げ部分のみの金額が提示できれば可。				
(もとの浴室の床面からユニットバスの床面の高さの差×ユニットバスの洗い場のみ(浴槽・化粧台等を除く)の面積(もとの浴室の洗い場と重なる部分)に係る下地代と表面材料代)				
浴室の床上げに伴う給排水設備工事	浴室の床上げに伴う給排水管 (給水:蛇口から既設管接続部まで、排水:洗い場の排水口から既設管接続部まで)			
滑り防止、移動円滑化のための床・通路面材料変更及び下地補強・根太補強・路盤整備	滑り防止	床材変更	部屋・廊下・トイレ等	フローリング→絨毯、タイル→ビニールクロス等
			浴室	タイル→滑り防止加工床材
				ユニットバスの設置は、基本的に適用外。ただし、床材のみの金額が提示できれば可。
				(ユニットバスの洗い場のみ(浴槽・化粧台等を除く)の面積(もとの浴室の洗い場と重なる部分)に係る表面材料代)

改修項目	滑り防止、移動円滑化のための床・通路路面材料変更及び下地補強・根太補強・路盤整備	移動円滑化	床材変更	部屋・廊下・トイレ等	畳→フローリング、 タイル→ビニールクロス等
				玄関から道路までの通路	土面→コンクリート、砂利→コンクリート、 飛石+砂利→コンクリート等
	下地補強・根太補強・路盤整備	部屋・廊下・トイレ等	畳等下地や根太の補強(コンパネの設置、根太の増加)		
			玄関から道路までの通路	路盤整備(地ならしのための材料)	
引戸等への扉の取替え及びそれに伴う壁または柱の改修	扉の取替え	引戸・引き違い戸・3枚引戸・上吊り引戸・アウトセット引戸・引き込みドア・折戸・アコーディオンカーテン等への変更			
		引戸	横スライドする戸		
		引き違い戸	障子や襖のような戸		
		上吊り引戸	溝やレールが不用で、上で吊っている引戸		
		アウトセット引戸	開口部の上下にレールを取りつけ、戸を設置する。		
		引き込みドア	ローリングドア。片開きドアを回転させてスペースを確保する。		
		折戸	戸の真ん中等で折込み、開口部を確保する。		
		開き戸	前後に開く戸		
	壁または柱の改修	扉の取替えに伴い、枠の付け替えやレールの設置等により壁や柱の改修をした場合は適用する。			
	吊り元の変更	片開き戸の開きの左右を変更する。			
	開き勝手の変更	内開きと外開きを変更する。			
	引き手(ドアノブ)の変更	ドアノブを握りやすい取っ手に変更する。			
	戸車の設置	戸車のない引戸に戸車を設置することで、開閉をしやすくする。			
	扉の撤去				
洋式便器等への便器の取替え及びそれに伴う給排水設備工事、床材変更	<b>利用者が主に利用しているトイレの1カ所に限る。</b>				
	便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える。 便器の部分のみ適用。(タンク部分は除く) 既設の洋式便器が低いので、座面の高い洋式便器に取り替える。			
	便器の向きの変更	利用者の身体状況や移乗の関係から便器の向きの変更が必要な場合のみ適用する。			
	給排水設備工事	便器取替えに伴う給排水管 (タンクから既設給水管接続部分まで、便器から既設排水管接続部分まで)			
	床材変更	便器の取替えに伴う床修復工事に係る床材変更			